

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

No. 145

**〔共通〕問1 次の防火対象物のうち、当該防火対象物の管理について権原を有する者が、火災の予防上必要な事項等について、定期に、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないものとして、消防法令上正しいものを1つ選べ。**

- (1) 床面積が1,000m<sup>2</sup>で収容人員が300人の平屋建の劇場
- (2) 診療所の用途に供される部分の床面積が200m<sup>2</sup>で収容人員が40人、老人デイサービスセンターの用途に供される部分の床面積が1,000m<sup>2</sup>で収容人員が180人の2階建の複合用途防火対象物
- (3) 床面積が5,000m<sup>2</sup>で収容人員が500人の3階建の小学校
- (4) 1階から3階は各階ともに収容人員が20人の飲食店で、4階及び5階は各階ともに収容人員が30人の事務所である5階建の複合用途防火対象物。ただし、各階床面積は75m<sup>2</sup>で、各階から避難階に直通する屋外避難階段が1つ設けられているものとする。

**〔消防用設備等〕問1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査に関する次の文を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。**

- (1) 防火対象物に消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置した時に、消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないとされている者は、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置工事を行った消防設備士である。
- (2) 防火対象物に消防用設備等又は特殊消防用設備等を任意で設置した場合においても、消防長又は消防署長の検査を受ける必要がある。
- (3) 防火対象物に特殊消防用設備等を設置した時は、消防長又は消防署長だけでなく総務大臣が検査を行うことも可能である。
- (4) 防火対象物に消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置した時であっても、防火対象物の用途、規模によっては消防長又は消防署長の検査を受ける必要がない場合もある。

**〔消防用設備等〕問2 消防法施行令別表第1(6)項イからハまでに掲げる防火対象物に対する自動火災報知設備の設置基準に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物は特定一階段等防火対象物ではないものとする。**

- (1) 消防法施行令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物にあっては、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備を設置する必要がある。
- (2) 消防法施行令別表第1(6)項イ(3)及び(4)に掲げる防火対象物にあっては、延べ面積300m<sup>2</sup>以上の場合に自動火災報知設備を設置する必要がある。
- (3) 消防法施行令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物にあって

は、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備を設置する必要がある。

- (4) 消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物にあっては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものにあっては延べ面積にかかわらず、それ以外のものにあっては延べ面積300m<sup>2</sup>以上の場合に自動火災報知設備を設置する必要がある。

**〔防火査察〕問1 消防法（以下「法」という。）の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。**

- (1) 法第8条の2の3第6項に基づき防火対象物点検の特例認定の取消しをする場合は、不利益処分を行う事前手続として、弁明の機会の付与又は聴聞を行う必要がある。
- (2) 法第5条の3第2項に基づくいわゆる略式の代執行を行うことができる主体は、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村の長である。
- (3) 法の罰則は、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定に分類され、規定違反に対する罰則規定を適用するには、罰則の適用を促すための告発を実施する必要がある。
- (4) 法第8条第4項による防火管理業務適正執行命令の命令書を当該防火対象物の権原を有する者に直接交付することができないので、配達証明付き内容証明郵便で送達した。

**〔防火査察〕問2 消防法（以下「法」という。）の違反処理等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。**

- (1) 過料は、金銭罰の一種であり刑罰である罰金及び科料と区別して科せられ、刑罰ではないから、刑法総則の適用はなく、非訟事件手続法の適用を受ける。
- (2) 法第3条第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防の活動に支障となると認める」とは、消火、避難等消防の活動に支障となる場合一般をいい、公設消防の活動に支障となる場合に限られるものではない。
- (3) 雑居ビルの立入検査を実施した際、自動火災報知設備の受信機の機能が不良であることを確認し、速やかに改修する必要があると認めたので、法第17条の4第1項に基づく警告を発動した。
- (4) 法第4条第1項に基づく資料提出命令を発動したので、命令後速やかに当該防火対象物の入口に標識を設置し、命令が履行されるまでの間、公示を維持した。

**〔危険物〕問1 次のうち、屋内タンク貯蔵所の技術上の基準として誤っているものを選びなさい。**

- (1) 屋内貯蔵タンクは、放爆構造とする。
- (2) 屋内貯蔵タンクの注入口、弁等は、屋外タンク貯蔵所の例による。
- (3) タンク専用室は、壁、柱及び床を原則として耐火構造とす

## 【消防用設備等】

### 問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防法第17条の3の2参照。防火対象物に消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置した時に、消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないとされている者は、消防法第17条第1項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定めるものの関係者のうち、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置した関係者である。したがって、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置工事を行った消防設備士は誤り。
- (2) 消防法第17条の3の2参照。消防法第17条の規定に基づき、設備等技術基準又は設備等設置維持計画に従って設置しなければならない消防用設備等又は特殊消防用設備等を防火対象物に設置した時は消防長又は消防署長の検査を受ける必要があるが、任意で設置した場合は検査を受ける義務はないため誤り。
- (3) 消防法第17条の3の2参照。消防用設備等だけでなく特殊消防用設備等についても、消防長又は消防署長が検査を行うこととされており、総務大臣が検査を行うことはないため誤り。
- (4) 消防法第17条の3の2参照。消防長又は消防署長の検査を受けなければならない防火対象物等は消防法施行令第35条に示されている。

### 問2 答 (2)

- 解説 消防法施行令第21条第1項第1号及び第3号。消防法施行令別表第1(6)項目(3)に掲げる防火対象物にあっては、患者を入院させるための施設を有しており、又は入所施設であることから火災の発生を自動火災報知設備で報知することが必要であり、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備を設置する必要がある。したがって、消防法施行令別表第1(6)項目について改めて整理すると、(1)から(3)までに掲げる防火対象物は延べ面積にかかわらず、(4)に掲げる防火対象物は延べ面積300m<sup>2</sup>以上の場合に、それぞれ自動火災報知設備を設置する必要がある。なお、(1)で書いてある内容に誤りはないので、誤っているのは(2)となる。

## 【防火査察】

### 問1 答 (1)

- 解説 (1) 特例認定の取消しをする場合の事前手続きは聴聞であるので、不適当。
- (2) 消防法及び違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 違反処理マニュアルにより適当。

### 問2 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」の送付について（平成14年10月24日付 消防安第107号消防庁防火安全室長通知）により適当。
- (3) 消防法及び違反処理マニュアルにより適當。
- (4) 消防法第4条第1項に基づく資料提出命令等には公示の義務がないので、不適當。

## 【危険物】

### 問1 答 (1)

- 解説 (1) 誤り。平家建の建築物に設けなければならないタンク専用室にあっては、壁、柱及び床は耐火構造とし、屋根を不燃材料で造ることで放爆構造を確保している。危険物の規制に関する政令第12条第1項第13号参照。
- (2) 正しい。危険物の規制に関する政令第12条第1項第9号、第10号等参照。
- (3) 正しい。引火点が70°C以上の第4類の危険物のみの場合を除き、壁、柱及び床を耐火構造とする。危険物の規制に関する政令第12条第1項第12号参照。
- (4) 正しい。漏れた危険物のタンク専用室外への拡大防止のため、しきいの高さが規定されている。危険物の規制に関する政令第12条第1項第17号参照。

### 問2 答 (3)

- 解説 (1) 正しい。過去の地震被害事例に鑑み、架台の構造に関しては性能規定化されている。危険物の規制に関する政令第10条第1項第11号の2、危険物の規制に関する規則第16条の2の2参照。
- (2) 正しい。危険物の規制に関する政令第10条第1項第11号参照。
- (3) 誤り。平家建独立専用建築物とする屋内貯蔵所の場合、窓・出入口には防火設備を設け、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けることとされている。危険物の規制に関する政令第10条第1項第8号参照。
- (4) 正しい。製造所、屋外タンク貯蔵所と同様、指定数量の倍数が10以上のものについて避雷設備の設置が義務付けられている。危険物の規制に関する政令第10条第1項第14号参照。

**[消防用設備等]****問1 答 (4)**

- 解説** (1) 消防法第17条の3の2参照。防火対象物に消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置した時に、消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないとされている者は、消防法第17条第1項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定めるものの関係者のうち、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置した関係者である。したがって、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置工事を行った消防設備士は誤り。
- (2) 消防法第17条の3の2参照。消防法第17条の規定に基づき、設備等技術基準又は設備等設置維持計画に従って設置しなければならない消防用設備等又は特殊消防用設備等を防火対象物に設置した時は消防長又は消防署長の検査を受ける必要があるが、任意で設置した場合は検査を受ける義務はないため誤り。
- (3) 消防法第17条の3の2参照。消防用設備等だけでなく特殊消防用設備等についても、消防長又は消防署長が検査を行うこととされており、総務大臣が検査を行うことはないため誤り。
- (4) 消防法第17条の3の2参照。消防長又は消防署長の検査を受けなければならない防火対象物等は消防法施行令第35条に示されている。

**問2 答 (2)**

- 解説** 消防法施行令第21条第1項第1号及び第3号。消防法施行令別表第1(6)項目(3)に掲げる防火対象物にあっては、患者を入院させるための施設を有しており、又は入所施設であることから火災の発生を自動火災報知設備で報知することが必要であり、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備を設置する必要がある。したがって、消防法施行令別表第1(6)項目について改めて整理すると、(1)から(3)までに掲げる防火対象物は延べ面積にかかわらず、(4)に掲げる防火対象物は延べ面積300m<sup>2</sup>以上の場合に、それぞれ自動火災報知設備を設置する必要がある。なお、(1)で書いてある内容に誤りはないので、誤っているのは(2)となる。

**[防火査察]****問1 答 (1)**

- 解説** (1) 特例認定の取消しをする場合の事前手続きは聴聞であるので、不適当。
- (2) 消防法及び違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 違反処理マニュアルにより適当。

**問2 答 (4)**

- 解説** (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」の送付について（平成14年10月24日付 消防安第107号消防庁防火安全室長通知）により適当。
- (3) 消防法及び違反処理マニュアルにより適當。
- (4) 消防法第4条第1項に基づく資料提出命令等には公示の義務がないので、不適當。

**[危険物]****問1 答 (1)**

- 解説** (1) 誤り。平家建の建築物に設けなければならないタンク専用室にあっては、壁、柱及び床は耐火構造とし、屋根を不燃材料で造ることで放爆構造を確保している。危険物の規制に関する政令第12条第1項第13号参照。
- (2) 正しい。危険物の規制に関する政令第12条第1項第9号、第10号等参照。
- (3) 正しい。引火点が70°C以上の第4類の危険物のみの場合を除き、壁、柱及び床を耐火構造とする。危険物の規制に関する政令第12条第1項第12号参照。
- (4) 正しい。漏れた危険物のタンク専用室外への拡大防止のため、しきいの高さが規定されている。危険物の規制に関する政令第12条第1項第17号参照。

**問2 答 (3)**

- 解説** (1) 正しい。過去の地震被害事例に鑑み、架台の構造に関しては性能規定化されている。危険物の規制に関する政令第10条第1項第11号の2、危険物の規制に関する規則第16条の2の2参照。
- (2) 正しい。危険物の規制に関する政令第10条第1項第11号参照。
- (3) 誤り。平家建独立専用建築物とする屋内貯蔵所の場合、窓・出入口には防火設備を設け、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けることとされている。危険物の規制に関する政令第10条第1項第8号参照。
- (4) 正しい。製造所、屋外タンク貯蔵所と同様、指定数量の倍数が10以上のものについて避雷設備の設置が義務付けられている。危険物の規制に関する政令第10条第1項第14号参照。